

宮崎県構造計算適合性判定機関募集要領

平成27年5月11日
県土整備部建築住宅課

(趣旨)

第1条 この要領は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第18条の2第1項の規定により宮崎県知事が指定構造計算適合性判定機関（以下「判定機関」という。）に法第6条の3第1項及び第18条第5項の構造計算適合性判定を行わせること（以下「委任」という。）について必要な手続きを定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において使用する用語の意義は、法、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）、建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成11年建設省令第13号）及び指定構造計算適合性判定機関指定準則（平成27年3月2日国住指第4540号）において使用する用語の例による。

(委任の手続)

第3条 判定機関で委任を受けようとする者は、委任申請書（様式第1）により申請するものとする。

附 則

この要領は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年9月18日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年11月1日から施行する。

様式第 1

委任申請書

年 月 日

宮崎県知事 殿

申請者 住所

氏名

私は、宮崎県内全域を業務区域として、建築基準法第 6 条の 3 第 1 項及び同法第 18 条第 5 項の構造計算適合性判定を行いたいので委任の申請をします。

なお、宮崎県指定構造計算適合性判定機関委任基準第 3 の要件は満たしていることを誓約します。